

第48回全国育樹祭基本計画策定支援業務 企画提案募集要領

この要領は、「第48回全国育樹祭基本計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 委託内容

- 1 業務名 第48回全国育樹祭基本計画策定支援業務
- 2 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- 3 委託期間 契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで
- 4 事業費（委託上限額） 2,387,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- 3 この業務の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。）であること。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 8 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 9 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 10 上記1から9を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が2から9を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む）

企画提案募集開始	令和5年6月23日(金)
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年6月30日(金)正午
企画提案書作成等に関する質問への回答	令和5年7月5日(水)予定
企画提案参加申込書の提出期限	令和5年7月14日(金)午後5時
企画提案書等の提出期限	令和5年7月21日(金)午後5時
選定委員会の開催(プレゼンテーション)	令和5年7月27日(木)(予定)
選定結果の通知・公表	令和5年8月上旬(予定)
契約締結	令和5年8月中旬(予定)

第4 企画提案書作成等に関する質問の受付

本業務への質問がある場合は、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

1 受付期限 令和5年6月30日(金)正午(必着)

2 提出方法

- ・電子メールで提出すること。
- ・電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
ikujuk@pref.miyagi.lg.jp（宮城県水産林政部全国育樹祭推進室企画班）
- ・電話や口頭での質問、受付期間外の質問は一切受け付けない。

3 回答方法

質問に対する回答は、令和5年7月5日(水)を目途に宮城県水産林政部全国育樹祭推進室のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。参加申込者は必ず全ての質問・回答を確認すること。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問によっては回答しない場合もある。

第5 企画提案参加申込書の提出

1 提出期限 令和5年7月14日(金)午後5時(必着)

2 提出書類(各1部)

- (1) 企画提案参加申込書(様式第2号)
- (2) 企画提案応募資格要件に係る宣誓書(様式第3号)
- (3) 会社概要(パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。)
- (4) 過去の同種又は類似大会業務の受注実績(様式第4号)

※共同企業体の場合、(2)から(4)の書類については、構成企業ごとに提出すること。

3 提出方法 郵送又は持参とする。

4 提出先 宮城県水産林政部全国育樹祭推進室企画班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎12階)

第6 企画提案書等の提出

- 1 提出期限 令和5年7月21日（金）午後5時（必着）
- 2 提出書類（各10部）
 - (1) 企画提案書（任意様式）

A4判、片面印刷で20ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。）
企画提案書は、別紙「企画提案書の構成」により作成すること。
 - (2) 業務実施体制（様式第5号）
 - (3) 概算見積書（任意様式）

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
 - (4) 業務工程表（作業スケジュール）（任意様式）
- 3 提出方法 郵送又は持参とする。
- 4 提出先 宮城県水産林政部全国育樹祭推進室企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎12階）
- 5 提出後の変更等
原則として、提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- 6 無効の取扱い
次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明であった場合
 - (2) 本要領等の規定に従っていない場合
 - (3) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
 - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (6) 下記「第7 1」のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- 7 その他
 - (1) この企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
 - (2) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
 - (3) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第6号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (4) プレゼンテーションでプロジェクタ等を使用する場合には、企画提案書提出時に申し出ること。なお、この場合、プロジェクタ及びスクリーンについては県が用意するものとし、パソコン等その他の機材はプレゼンテーションを行う者が用意すること。

第7 業務委託候補者の選定（企画提案書の審査）

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を業務委託候補者として選定する。選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する

また、企画提案者が1者のみであった場合、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

1 選定委員会（プレゼンテーション審査）

(1) 開催日 令和5年7月27日（木）（予定）※決定後に別途連絡する。

(2) 実施会場 宮城県行政庁舎内 ※決定後に別途連絡する。

(3) 実施方法

イ 出席者は3人以内とする。

ロ 1提案者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

ニ 提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、業務委託候補者として選定する。

2 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行う。

審査項目	審査視点	配点
趣旨の理解	・本業務の趣旨を十分に理解しているか	10
開催方針のとりまとめ	・「基本方針」を踏まえ、本県の森林・林業の特長や本県で全国育樹祭を開催する意義が伝わる開催理念となっているか	10
各行事のコンセプト・構成等	・独自性があり、本県らしいコンセプトや演出内容となっているか ・コンセプトや演出等を踏まえた会場レイアウトが提案されているか	20
デザインコンセプト	・全国育樹祭の本県開催をイメージできるデザインコンセプトとなっているか ・式典会場の装飾等は本県らしさが感じられる内容となっているか	20
併催・記念行事の企画	・森林・林業関係者だけでなく、多くの人々が興味を持つ行事内容、構成となっているか	20
自由提案	・本県初となる全国育樹祭の開催気運を高める企画内容となっているか	10
事業実行力	・企画提案どおり事業を実施できる体制が整っているか ・作業スケジュールは適切か	10

3 審査結果

選定結果については、後日、全ての提案者に対し文書で通知するとともに、提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

第8 候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、優先交渉者から見積書を徴収する。見積価格が予定価格の範囲内である場合をもって当該委託候補者を受注者に決定し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書の作成

県と受注者で協議の上、契約書を作成する。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

- (1) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないように、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (3) 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとする。また、県は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。
- (4) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定を延期又は取り止めることがある。
- (2) 提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことがある。

(3) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合があります。

第10 問い合わせ先

宮城県水産林政部全国育樹祭推進室企画班（担当：薩川）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎12階）

TEL：022-211-2473

メール：ikujuk@pref.miyagi.lg.jp

企画提案書の構成

企画提案書は、次のⅠからⅢまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

1 開催方針のとりまとめ

本県の森林・林業の重要性と観光等の本県の魅力PRを両立させる開催理念の提案
・県が令和5年6月に策定した「第48回全国育樹祭 基本方針」を踏まえた提案とすること。

2 全国育樹祭の各行事のコンセプト及び構成、会場レイアウト

- (1)「お手入れ行事」「式典行事」及び「レセプション」それぞれについて、本県らしいコンセプト、演出等の構成の提案
- (2)「お手入れ行事」「式典行事」それぞれの会場レイアウトの提案

3 式典行事等に関するデザインコンセプト

全国育樹祭の全体的なデザインコンセプトの提案
・式典会場の装飾等について、本県らしいデザインコンセプトを提案すること

4 併催行事・記念行事等の企画

全国育樹祭の併催行事、記念行事について、コンセプトや構成等の提案
・森林・林業関係者だけでなく、広く一般の方が興味を持つような内容を提案すること

5 自由提案

その他、成果の質を高めることができる独自の提案
(例：気運醸成に向けた発信方法、イベント企画など)